

## 第158回 石川県都市計画審議会

平成25年11月19日（火）10時00分から  
石川県庁舎 11階 「1109会議室」

◎事務局 : それでは定刻になりましたので、ただいまから、第158回石川県都市計画審議会を開催いたします。審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして鈴木土木部長からご挨拶申し上げます。

◎鈴木部長 : 石川県土木部長の鈴木でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また、足下の悪い中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。また、常日頃から、土木行政、都市計画行政に対しまして、温かいご支援・ご指導を賜りまして、有り難うございます。いよいよ北陸新幹線の金沢開業が1年半後に迫り、土木部としては、交流基盤の整備を大きな施策の柱の一つとして、駅周辺や幹線道路などの整備、地域の核となる賑わい拠点の整備など、様々な取り組みを集中的、精力的に進めているところであります。また、和倉などの温泉地や、金沢の東山・寺町などの主要な観光地では、無電柱化を柱とした街並み景観の魅力アップなどを積極的に進めているところであります。委員の皆様には、引き続き、ご指導・ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。さて、本日の審議会は、穴水都市計画道路に関する案件のほか、野々市市と白山市の行政界変更に併せた都市計画区域に関する案件など、8件の案件がございます。委員の皆様方には、どうかよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。議事次第A4一枚、議案書A4冊子一冊、資料「都市計画決定案件(市町決定)について」A3一枚をお配りしております。何か足りない資料がございましたら、事務局までお知らせ下さい。それでは、前回3月27日に開催しました審議会以降の委員の交代につきまして、ご報告申し上げます。議案書の1ページから3ページをご覧下さい。学識経験者委員におかれましては、4年間の任期が満了し、今回、1名の方が改選されました。田尻純江様は、石川県建築士会常任理事で、建築・バリアフリー分野の専門としてお願いいたしました。関係行政機関委員におかれましては、人事異動に伴いまして、北陸地方整備局長の橋場克司様から野田徹様に替わられました。市議会議長の代表委員におかれましては、石川県市議会議長会会長の苗代明彦様から横越 徹様に、また、町議会議長の代表委員に

おかれましては、石川県町村議会議長会会長の夷藤 満様から宮田勝三様に替わられました。臨時委員におかれましては、人事異動に伴いまして、西日本旅客鉄道(株)金沢支社長の三浦勝義様が野中雅志様に、近畿中部防衛局長の及川博之様が佐竹 基様に、北陸財務局長の篠原 寛様が工藤 均様に、中部経済産業局長の紀村英俊様が山本雅史様にそれぞれ替わられました。以上、委員の交代についてご報告致しました。なお、本日の審議会には、出席依頼委員21名中、14名の委員の方々にご出席いただいております。ここで、本審議会の会長についてですが、任期満了に伴い今回新たに、石川県都市計画審議会条例第4条第1項により、学識経験者委員の中から会長を選出することとされておりますが、引き続き川上委員におねがいしたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

ご異議も無いようですので、引き続き会長として川上委員にお願いしたいと思います。それでは、今後の議事進行につきましては、川上会長にお願いしたいと思います。川上会長よろしく申し上げます

◆川上会長： それでは引き続き都市計画審議会の会長を務めさせていただきます。本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方のご協力をいただきながら、円滑に審議会の運営を行って参りたいと思いますので、よろしく申し上げます。まず、議案審議に入ります前に、石川県都市計画審議会条例の第4条第3項の規定により、会長代理を置くこととなっており、会長があらかじめ指名することとなっております。そこで、前回の任期においても会長代理を務めてこられた、高山委員に引き続き会長代理をお願いしたいと存じます。高山委員よろしいでしょうか。

○高山委員： 分かりました。お引き受けいたします。

◆川上会長： ありがとうございます。高山委員を会長代理に指名させていただきます。それでは、審議に移りたいと存じます。お手元の議事次第にそって議事を進めさせていただきます。先ほど、事務局からご報告がありましたように、ただいま、出席依頼委員21名中、14名のご出席をいただいているとのことですので、半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、中島委員と田尻委員をお願いいたします。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局 : それでは、前回の第157回審議会の結果についてご報告いたします。議案書の4ページをご覧ください。前回、承認する旨答申のありました、議第1532号七尾都市計画臨港地区の変更につきましては、4月5日に県告示を行っております。議第1533号小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域の変更につきましては、8月2日に県公告を行っております。議第1534号から議第1539号の能美市及び小松市における都市計画区域再編に伴う都市施設などの変更につきましては、8月2日に県告示を行っております。議第1540号加賀都市計画道路の変更につきましては、4月9日に県告示を行っております。なお、5ページに記載している特殊建築物の敷地の位置については、前回の審議会です承を得ており、県告示の必要がないものであります。以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長 : 次に、議案の審議に入ります。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。それでは、議第1546号「穴水都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局 : それではご説明いたします。議第1546号「穴水都市計画道路の変更について」でございます。議案書は9ページ、図面は11ページになります。こちらのスクリーンをご覧ください。

こちらの図で、黒色の実線が国道249号、緑色の実線が(主)七尾輪島線及び穴水剣地線になります。今回の案件である(都)城山線及び本町線は、赤色の実線で示す路線であり、沿線には穴水駅や、交流館であるプルート、中心商店街などの都市機能が集積し、昭和38年に都市計画決定されています。今回審議いただく城山線と本町線が交差する大町交差点については、交差点の形状変更を行うことから、必要な部分を新たに都市計画道路区域に追加するものであります。こちらが、変更区間の拡大図になります。城山線については、屈折箇所を良好な線形に改良して円滑な走行環境を確保するため、青色の車両走行線に併せた交差点形状に変更することから、赤色で塗りつぶした箇所を都市計画道路区域に追加するものであります。また、本町線においては、交差点形状の変更に伴い、起点位置が20m輪島側に移動するため、当路線延長を820mから800mに変更するものであります。なお、各路線においては併せて車線数を2車線に決定致します。

本案件につきましては、今年9月24日から10月8日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長 : 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

特にございませんか？では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1547号から議第1550号については関連がありますので併せて上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局 : それではご説明いたします。議第1547号、1548号、1549号及び1550号につきましては、野々市市と白山市の行政界の変更で関連がありますので、まとめてご説明いたします。お手元の議案書は、13ページから23ページになります。こちらのスクリーンとあわせてご覧下さい。

本案件は、今年6月1日、野々市市と白山市の行政界が変更になったことに併せ、都市計画区域及び区域区分を変更するものです。こちらが金沢市、こちらが白山市、こちらが野々市市で、行政界がこのように入り組み、野々市市、金沢市、内灘町で構成される金沢都市計画区域と、白山市単独の白山都市計画区域の境界がこれに合わせた状況となっております。こちらがJR北陸本線で松任駅、野々市駅があり、国道8号、金沢外環状道路に囲まれた、こちらの箇所の変更となります。まず、行政界の変更につきましては、境界とする郷用水が、以前は蛇行していたものが、昭和40年代にまっすぐに整備され、その結果、用水から見て、野々市側に白山市の土地が一部残され、同じように白山市側に野々市市の土地が残された状態となっております。このような状況のなかで、野々市側において、北西部土地区画整理事業が現在行われている訳ですが、この区画整理事業地と、郷用水との間に、うすく白山市の土地が存在しております。このため、互いにうすく残る土地を交換し、用水に沿った行政界とすることで、区画整理事業地内に取り込むことができるため、今回都市計画区域及び区域区分の変更を行うのであります。金沢都市計画について、変更箇所をそれぞれ拡大した図がこちらになります。赤色で着色した箇所は、行政区域が白山市から野々市市となった箇所です。今回、白山都市計画区域から金沢都市計画区域に編入し、区域区分については、緑色で着色した、隣接する現在事業中の土地区画整理事業の施行区域に入ることから、市街化区域とします。また、青色で着色した箇所は、行政区域が野々市市から白山市となった箇所です。今回、金沢都市計画の区域から除外します。面積については、編入、除外とも0.12haであり、都市計画区域及び市街化区域の面積の増減はありません。次に白山都市計画についてご説明します。位置については金沢都市計画と同じであり、変更箇所をそれぞれ拡大した図がこちらになります。金沢都市計画の案件と、編入、除外の関係が逆となっております。赤色で着色した箇所は、行政区域が野々市市から白山市となった箇所です。今回、金沢都市計画区域から白山都市計画区域に編入し、区域区分については、周辺が

農地であること等から、市街化調整区域とします。また、青色で着色した箇所は、行政区域が白山市から野々市市へ変更となった箇所で、今回、白山都市計画の区域から除外します。面積については、編入、除外とも0.12haであり、都市計画区域及び市街化調整区域の面積の増減はありません。以上が、野々市市と白山市の行政界の変更に関連する内容になります。

なお、本案件につきましては、本年9月13日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

特にございませんか？では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1551号「能美都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1551号「能美都市計画道路の変更について」でございます。議案書は25ページから27ページ、図面は29ページになります。こちらのスクリーンをご覧ください。

まず、当議案については、小松市及び能美市の都市計画区域再編に伴い、都市計画道路において、主に名称や、起終点などが変更となる案件であります。そのうち、幅員などの計画内容の変更が伴う案件については、3路線ありますので、順次ご説明します。まず、道路幅員が変更となる都市計画道路でございますが、（都）松任小松線及び寺井加賀線の2路線があります。位置でございますが、薄緑色で着色してあるところが能美市、薄青色で着色してあるところが小松市となり、白黒色の線がJR北陸本線、黒色の実線が国道305号、緑色の実線が加賀産業開発道路になります。今回審議いただく、（都）松任小松線は赤線実線で示す路線で、寺井加賀線は青色実線で示す路線であり、いわゆる一般国道8号でございます。都市間を連絡する幹線道路として、松任小松線は昭和46年に、寺井加賀線は昭和50年に都市計画決定されております。こちらが変更区間の拡大図になります。赤色実線で示す区間が能美都市計画区域内の（都）松任小松線3,180m区間となり、青色実線で示す区間が能美都市計画区域内の（都）寺井加賀線1,110m区間になります。今回、松任小松線ならびに寺井加賀線の計画幅員につきまして、構造形式を地表式から、側道を設けた盛土構造としたため、幅員がそれぞれ23m及び28mを、50mに変更するものであります。次に、寺井駅の駅前広場の区域を変更する大成末寺線について説明いたします。まず位置でございますが、こちらがJR寺井駅、黒色の実線が国道8号、緑色で着色して

あるところが根上地区及び寺井地区の市街地になります。今回審議いただく(都)大成末寺線は、JR寺井駅と寺井地区を結ぶ路線として、昭和18年に都市計画決定されています。こちらが、JR寺井駅の駅前広場の拡大図になります。変更内容ですが、交通結節点の機能強化を図るため、現在の区域4, 800㎡に加え、赤色で示す区域3, 300㎡を駐車場として追加し、合計面積を8, 100㎡に変更することにより、鉄道使用の利便性を高め、利用促進を図ることとしています。最後に、そのほかの都市計画道路の変更でございます。そのほかの都市計画道路につきましては、幅員などの計画内容の変更はございませんが、都市計画の区域再編に伴い、道路の路線番号などの名称変更や、起終点を能美市内とする変更、或いは、車線数決定のいずれかを行うものであり、10路線でございます。

なお、これらの本案件につきましては、今年9月24日から10月8日までの2週間 縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

特にございませんか？では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1552号「小松都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1552号「小松都市計画道路の変更について」でございます。議案書は31ページから34ページ、図面は35ページになります。こちらのスクリーンをご覧ください。

まず、当議案については、先程の能美都市計画道路の変更と同様に、小松市及び能美市の都市計画区域の再編に伴い、都市計画道路において、主に名称や、起終点などが変更となる案件であります。そのうち、計画内容として道路幅員の変更が伴う案件については、2路線ありますので、ご説明します。まず、幅員の計画内容が変更となる都市計画道路は、先程の議案と同様、(都)松任小松線及び寺井加賀線の2路線であります。位置でございますが、薄緑色で着色してあるところが能美市で、薄青色で着色してあるところが小松市となり、白黒色の波線がJR北陸本線、黒色の実線が国道305号、緑色の線が加賀産業開発道路になり、今回審議していただく、松任小松線は赤線実線で示す路線、寺井加賀線は青色実線で示す路線であり、都市間を連絡する幹線道路として、松任小松線は昭和46年に、寺井加賀線は昭和50年に都市計画決定されております。こちらが変更区間の拡大図になります。赤色実線で示す区間が、小松都市計画区域内の松任小松

線600m区間となり、青色実線で示す区間が小松都市計画区域内の寺井加賀線13,880m区間となります。松任小松線につきましては、構造形式を地表式から現況の側道を設けた盛土構造とするため、幅員を23mから50mに変更するものであります。また、寺井加賀線につきましては、計画幅員が28mとなっておりますが、主に現況の側道を設けた盛土構造とするため50mに変更するものであります。そのほかの都市計画道路につきましては、幅員などの計画内容の変更はございませんが、都市計画の区域再編に伴い、道路の路線番号などの名称変更や、起終点を小松市内とする変更、或いは、車線数決定のいずれかを行うものであり、20路線ございます。

これらの本案件につきましては、今年9月24日から10月8日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

特にございませんか？では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1553号「加賀都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1553号「加賀都市計画道路の変更について」でございます。議案書は37ページ及び38ページ、図面は39及び41ページになります。こちらのスクリーンをご覧ください。

まず、当案件は、加賀市における都市計画道路の見直しに伴う案件であります。そこで、まず本県における都市計画道路見直しの取組状況についてご説明いたします。長期未着手となっている都市計画道路については、見直しの背景・必要性として、近年の社会情勢やまちづくりの方向性の変化、公共事業費の縮小などにより、その必要性が変化してきております。このため、県では長期未着手となっている都市計画道路を見直しすることが必要と考えております。このため、本県では平成15年度に都市計画道路見直しガイドラインを策定し、各市町において順次、長期未着手道路の見直しを進めており、これまで、金沢市など9市町で見直しが完了しております。この結果、県全体では、平成25年3月時点において、20年以上経過し、現在でも整備未着手となっている都市計画道路は16.2%の164kmとなっております。また、現在、加賀市をはじめ、5市町で見直し作業を進めております。次に、本案件となる加賀都市計画道路の見直しの経緯についてご説明します。加賀市では、都市計画道路の見直しに平成23年度より着手しており、これまでに都市計画道路見直し検討委員会を6回開催し、その間、

パブリックコメントや、地元説明会開催し、地元との合意形成を図っております。その結果、23路線、35.1kmを見直し対象路線とし、うち9路線、21.6kmについて変更を行くこととしています。このうち、県道区間を有する路線は、3路線、14.8kmあり、県の決定案件として、今回、当審議会に付議するものであります。まず最初に、大聖寺地区の(都)大聖寺駅鍛冶町線でございます。位置でございますが、こちらがJR大聖寺駅、こちらが国道8号であります。本路線は、JR大聖寺駅を起点とし、大聖寺地区の中心部を南北に縦断する路線として、昭和15年に都市計画決定されています。整備状況についてですが、計画延長1,590mのうち、JR大聖寺駅から大聖寺鍛冶町間の430mが整備済みとなっており、残る大聖寺鍛冶町から大聖寺畑町間の1,160mは未整備区間となっており、今回、当区間を見直すこととしています。この未整備区間は、右上の写真の通り、現在、道路幅員が約5mの道路を、18mの幅員に拡幅する計画となっておりますが、今回、この計画区間は、廃止することと致します。その理由としては、当区間の周辺は、特色ある町屋形式の街並みが形成されているため、今後、町家の活用などに取り組み、賑わい創出を図ることとしており、現在、大聖寺町屋再生事業区域に指定されているためであります。また、防災の面では、道路幅員が4m以上あり、消防車等の走行の面からも支障がないことなどから、今回廃止するものであります。この結果、終点が大聖寺畑町から大聖寺鍛冶町となるため、路線名を大聖寺駅畑線から大聖寺駅鍛冶町線に変更し、道路延長を、1,590mから430mに変更します。また、併せて、今回、車線数を2車線に決定いたします。次に、片山津地区の(都)片山津インター山代線でございます。位置でございますが、こちらが片山津IC、こちらが片山津温泉街となります。本路線は、片山津インターチェンジと片山津温泉、山代温泉を結ぶ路線として、昭和48年に都市計画決定されています。整備状況については、源平・橋詰交差点から山代温泉側の終点までの区間が、整備中又は、概成・整備済み区間となっており、起点側の、片山津ICから源平・橋詰交差点までの1,480mが未整備区間となっており、今回、この未整備区間を見直すこととしています。こちらが見直し区間の拡大図になります。今回、青色で示す未整備区間は、近接する赤色で示す整備済み路線に振り替えることとします。その理由として、当計画区間に近接する(主)小松加賀線及び山中伊切線が十分な広さで整備され、道路ネットワークの代替機能を有しており、当路線における整備の必要性が低くなっているためであります。この結果、道路延長を9,220mから10,030mに変更し、併せて、今回車線数を2車線に決定します。最後に、山代地区の(都)常磐線でございます。位置でございますが、こちらが山代温泉、こちら側が、山中温泉側となります。本路線は、山代地区と山中地区を結ぶ路線として、昭和



32年に都市計画決定されています。整備状況については、計画延長4,030mのうち、中間部にあたる3,230mが整備済みとなっております。しかし、起点側の山代温泉地内の340m、及び終点側の別所町地内の460mが未整備区間となっております、今回、この2つの区間を見直すこととしています。なお、本路線の見直し区間は2箇所に分かれていますので、順番に説明いたします。まず、起点側の山代温泉地内の見直しについて説明いたします。今回、青色の線で示す未整備区間340mについては、廃止することといたします。その理由として、当路線に並行する加賀市道B第321号線が写真にもあるように、12mの幅員で整備され、道路ネットワークとしての代替機能も有しており、当路線における整備の必要性が低くなっているためであります。この結果、今回道路延長を4,030mから3,690mに変更いたします。次に、別所町地内の見直しについてご説明いたします。この未整備区間460mについては、幅員を12mに拡幅する計画としていましたが、今回、9.5mに変更するものです。その理由として、当区間は急斜面の切土区間であるため、地形上、沿道利用が見込めないと判断されることから、両側歩道を片側歩道に変更するものです。なお、当路線においても、今回、併せて車線数を2車線に決定いたします。

本案件につきましては、今年9月24日から10月8日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

私から一つ質問があります。今回の案件は、道路見直し検討委員会を設置して検討を行い、審議会に上程しているところでありますので、内容については問題ないと思います。しかし、大聖寺地区については歴史的な街並みを保全することから、廃止としておりますが、一方で交通環境の保全の問題が残ると思います。その辺についてはどのように考えていますか。

◎事務局： 大聖寺駅鍛冶町線の周辺には、幅員4m以上の道路が多く確保されており、道路網として消防車などが進入可能であることから、防災活動の面においても対応可能と判断しております。また、廃止区間は街中に位置することから、幹線道路と違い、自動車がスピードを出して走行することはなく、歩車共存による利用が見込まれると考えています。

◆川上会長： 今の話の中では、どのように考えているかという点は伺えなかったと思います。これまでも同様の案件で廃止ということが認められてきましたが、その課題は残ると思われまますので、道路見直し検討委員会とは別に検討する必要があると思わ

れます。金沢市の廃止の案件においても、私の方から提案しましたが、その後の対応が無いように感じていますので、また、検討の程よろしくお願いします。

他にございませんでしょうか。

○福村委員： 今回の案件は、県が道路見直しの提案を行い市が了承しましたが、地元市長が了承しなかった場合、どのように取り扱っていくのでしょうか。

◎事務局： 道路見直しについては、基本的に市や町が主体となり検討を行っております。まず、市や町が道路見直しの検討委員会を設置し、その委員会の中で道路計画の縮小や廃止が妥当と判断すれば、地元説明に入ることをしています。道路見直し検討委員会には県も委員に入っていますが、県が市や町に対して考えを押しつけることはありません。道路見直し検討委員会の中でトータル的に見直しが必要と判断された段階において、県の都市計画に関連するものは県の方で変更を行うこととなっております。

○福村委員： 市町を跨ぐ県道においては、昭和30年代に都市計画決定を行ったが、現在、未整備である道路が残っており、道路見直しの基準は各市町により大きく異なる。その場合においても変更の有無などの判断は市町に任せると言うことでしょうか。

◎事務局： 県道の場合は、最終的に県の都市計画審議会に諮ることとなっておりますが、道路見直し検討委員会での議論の段階で、県としての考えを述べていくということになります。今回のように審議会の議題に付議するということは、市町の検討委員会を踏まえた考え方に賛同しているということになります。

○福村委員： 市町との合意が得られたものを今回の審議会に付議していることは分かりますが、例えば、金沢市と小松市、加賀市を結ぶ県道において、加賀市は合意したけど小松市は合意しないと言った場合、加賀市は変更するが小松市は変更しないとするのか、それとも県が主体性をもって県下を統一的に調整していくのでしょうか。

◎事務局： 冒頭にも簡単に申し上げましたが、県の方で道路見直しの基準を作成しており、その考え方にに基づき市町の道路について整理しております。

○高山委員： 加賀市道路見直し検討委員会の委員長を務めましたので経緯を説明させていた

だきますと、道路見直しにおいて主要幹線道路以上は造るというのが基本的な考え方です。見直しの対象になりますのは、長期未着手の補助幹線道路以下であります。よって、なかなか事業が進まない道路であっても主要幹線道路ならば造るというのが前提です。もちろん、地元での必要性や事業の可能性などを総合的に検討し、委員会で廃止と決めた案件であっても地元で是非造ってほしいという要望があれば、フィードバックを行い検討委員会で再度検討していくこととしております。過去に金沢市でこのような事例がありました。したがって、無理矢理に押しつけることはもちろんありませんし、様々な議論をして、地元にも説明して決めるという手順を踏んでおります。

◆川上会長： ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○福村委員： はい。

◆川上会長： ご意見をいただきましたが、今ご説明があったことを踏まえて、県、市、町の方で今後も道路見直しを行っていただきたいと思っております。

他にご意見・ご質問ございませんでしょうか。特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

最後に、事務局の方から、「都市計画決定案件(市町決定)について」報告をお願いします。

◎事務局： お配りしてありますA3の資料「都市計画決定案件(市町決定)について」をご覧ください。これは、前回3月27日開催の第157回審議会以降に、市町において決定告示された案件又は、市町の審議会で審議され、了承された案件の一覧表でございます。全体で44件あり、このうち前回報告済みで、その後に決定告示されたものが30件あります。また、前回審議会以降に市の審議会で審議されたものが14件ございます。このうち、7件は既に決定告示を終えております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

他に意見もないようですので、これで、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

◎事務局： ご審議、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第158回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。